

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第37号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年3月7日 08時30分ごろ
発生場所	山口県宇部市所在の本山灯標南方沖 本山灯標から真方位182°6.3海里（M）付近 （概位 北緯33°46.6′ 東経131°14.7′）
事故等調査の経過	平成26年3月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第七福丸、199トン 133584、神崎汽船有限会社 B 漁船 甚屋丸、4.96トン YG3-47063（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部左側に擦過傷 B 右舷側漁具が折損
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、本山灯標南方沖を自動操舵によって約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で福岡県苅田町苅田港に向けて西北西進していた。 船長Aは、船橋で航海当直に就き、レーダー及び目視で船首方約1.8Mに西進するB船を確認したが、現在の針路で安全に追い越せると思い、平成26年3月7日08時30分ごろ、本山灯標南方沖において、A船がB船の至近を通過したことを確認した。 B船は、船長B及び甲板員が乗り組み、本山灯標南方沖を手動操舵によって約3knの速力で西進中、船長B及び甲板員が甲板上で漁獲物の選別をしながら、断続的に見張りをしていた際、08時25分ごろ船尾方から接近するA船を確認した。 船長Bは、漁ろう中を示す形象物を掲げていたことから、A船が避航するものと考えたが、その後、A船が右舷側至近となったため、左舵一杯を取ったものの、B船の右舷側漁具とA船の左舷船首とが衝突した。 B船は、衝突後にA船が停止しなかったため、船長Bが携帯電話で海上保安庁へ通報した後、指示を受けて宇部港本港地区へ帰った。 船長Aは、海上保安庁からの連絡で本事故の発生を知った後、指示

	<p>を受けて宇部港へ入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.0m</p>
その他の事項	<p>船長Aは、B船と衝突したことに気付かなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、本山灯標南方沖を西北西進中、船長Aが、B船との接近状況を確認していなかったことから、B船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、B船を安全に追い越せると思ったことから、B船との接近状況を確認していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、本山灯標南方沖を西進中、船長Bが、A船が避航するものと思い、針路及び速力を保持して航行したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本山灯標南方沖において、A船が西北西進中、B船が西進中、船長Aが、B船を安全に追い越せると思い、B船との接近状況を確認しておらず、また、船長Bが、A船が避航するものと思い、針路及び速力を保持して航行したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>A船の運航管理会社は、本事故後、各管理船舶に漁船の周辺を航行する際には注意することを通知した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

